

神奈川県優良産業人表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県の商工業の振興を図るため、県内において企業を経営する事業主または企業に勤務する従業員のうち地域商工業の振興に寄与し、特にすぐれた者の表彰について、表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）第3条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 表彰の対象は、事業主または従業員とする。ただし、過去この表彰を受けた者並びに5年以内に神奈川県優良組合及び優良役職員表彰を受けたことのある者は除外する。

(基準)

第3条 この表彰を受けることができる者は、原則として年齢50歳以上の者で、同一事業の経営または同一企業の業務に通算して10年以上たずさわり、次の各号の1以上に該当する事績をあげた者とする。

- (1) 業務の拡大、経営の合理化、事業の発展等を通じて、商工業振興に特に功績があった者
- (2) 生産性の向上、業務の合理化、技術開発等を通じて、職務上顕著な功績があった者
- (3) その他前各号に準ずる功績があった者

(候補者の推薦)

第4条 前条の基準を満たす候補者について、神奈川県商工会連合会会長または神奈川県商工会議所連合会会頭は別紙様式により推薦状を知事に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 知事は、前条の規定により推薦された被表彰候補者の中から審査の上被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は表彰状（商工会を置く地区にあつては神奈川県知事及び神奈川県商工会連合会会長、商工会議所を置く地区にあつては神奈川県知事及び神奈川県商工会議所連合会会頭による連名表彰とする。）により行う。この場合において、記念品を贈ることができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年1回行う。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年10月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年8月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月23日から適用する。